

平成 27 年 () 第号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

申立人 岩下和雄 外 109 名

相手方 国

長崎地方裁判所

御中

原告ら 訴訟代理人
弁護士 馬 奈 木 昭 雄
弁護士 平 山 博 久 外

証 拠 説 明 書

頭書事件に関して 原告ら が提出した 甲 A1 号証ないし甲A 第 5 号証の
証拠の標目、作成者、作成年月日、立証趣旨は以下のとおりである。
なお、書証の記載より明白で、かつ本件訴訟上意味のない事項は省略している。

番号	枝番	標目		作成者	作成日	立証趣旨
A1		事業認定告示書	写し	九州地方整備局 長岩崎泰彦	H25. 9. 6	石木ダム事業について事業認定処分がなされたこと
A2		事業認定申請書 手続の保留の申立書	写し	長崎県及び佐世保市	H21. 11. 9	長崎県及び佐世保市が事業認定申請及び手続保留の申立をしたこと
A3		ブックレット 「小さなダムの 大きな闘い」	原本	原告ら	H26. 3. 14	石木ダムを巡る歴史的経過、及び、石木ダム事業の必要性・公益性がなく、事業認定が違法であること
A4		ブックレット 「ホテルの里を 押し潰すダムは 要らない」	原本	原告ら	H27. 6. 15	同上

A5	写真集「石木川のほとりにて」	原本	村山嘉昭	H27. 11頃	<p>石木ダムの起業地で原告ら が作り上げてきた社会及び同 所における生活の内容，これ まで長年に亘って維持してき た自然の詳細。</p> <p>原告ら作り上げてきた起 業地内における社会及び同所 における生活を次の世代に引 き継ぐことが，原告らの個人 の尊厳・人格権そのものでは ない。</p> <p>石木ダムが建設された場 合，これらの全てが失われる こと</p>
----	----------------	----	------	----------	--